

## マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策基本方針

当信用組合は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン・テロ資金供与」）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通りに定め、管理態勢を整備します。

### 1. 運営方針

経営陣は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえた方針・規程等の策定、同リスクを適切に管理するために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また、当信用組合のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めて方針・規程等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

### 2. 管理態勢

当信用組合におけるマネロン・テロ資金供与リスクの統括管理部門は総務グループ・システムグループとし、その他のグループと連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組みます。

### 3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当信用組合におけるマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

### 4. 顧客管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

### 5. 疑わしい取引の届出

顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい取引や顧客等を適切に把握し、当局に対し速やかに疑わしい取引の届出を実施する。

### 6. 資産凍結措置

制裁対象者等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

### 7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

### 8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

### 9. 顧客の理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当信用組合のホームページ、店頭等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組みます。